

トラック運転者の労働時間等に関する説明会を実施しました！

～土浦労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年6月6日



◀ 「働き方改革の意義、改善基準告示等」について説明する土浦労働基準監督署 職員

▼左下
「改正労働基準法等の改正内容」、「時間外労働の上限規制」について説明する土浦労働基準監督署 職員

右下▼
「労働施策総合推進法」及び「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室 職員



働き方改革関連法による労働基準法の改正により、令和6年4月から、トラック運転者に時間外労働の上限規制（特別条項により年960時間）と、改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が適用されますが、この適用開始まで1年を切りました。

それを受けて、このたび土浦労働基準監督署では道路貨物運送業を対象とした説明会を実施しました。

土浦労働基準監督署 労働基準監督官から「働き方改革」、「時間外労働の上限規制、改善基準告示など」について、雇用環境・均等室担当者からは「労働施策総合推進法及び改正育児・介護休業法」の説明をしました。

土浦労働基準監督署、雇用環境・均等室では引き続き連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 改正労働基準法等の改正内容、労働時間に関する法制度について

土浦労働基準監督署 電話：029-821-5127

- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法について

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295